

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 10 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
平成 29 年度	72	339 人	53 人
平成 30 年度	73	426 人	65 人
令和元年度	76	409 人	68 人
令和 2 年度	72	49 人	25 人
令和 3 年度	72	73 人	20 人

<内科>

① 診療日数 72 日（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

② 受診者数 73 人（1 日平均 1.01 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（％）
19 時台	47	64.4
20 時台	19	26.0
21 時台	7	9.6
合計	73	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（％）
1	即時入院が必要で来院してよかった	1	1.4
2	症状からみて深夜受診も納得できる	47	64.4
3	治療を要するが明日でもよい	23	31.5
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	2	2.7
合計		73	100.0

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
15～19	5	6.8
20～29	18	24.7
30～39	11	15.1
40～49	10	13.7
50～59	10	13.7
60～69	12	16.4
70 以上	7	9.6
合計	73	100.0

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合 (%)
市内	佐 倉	10	13.7
	臼 井	17	23.3
	志 津	17	23.3
	根 郷	16	21.9
	和 田	1	1.4
	弥 富	0	0
	千代田	4	5.5
市外	印旛郡内	6	8.2
	県 内	1	1.4
	県 外	1	1.4
合計		73	100.1

⑦ 二次病院搬送状況 0 件 紹介状 4 件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数 (人)	割合 (%)
1	伝染性	14	19.2
2	呼吸器系	14	19.2
3	消化器系	26	35.6
4	皮膚及び皮下組織	5	6.8
5	神経及び感覚器	4	5.5
6	循環器系	2	2.7
7	その他	8	11.0
合計		73	100.0

< 歯科 >

① 診療日数 43 日 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

② 本来予定していた診療日数は 72 日だが、下記の期間で歯科を休診した。

【歯科休診期間】 ・令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日の間 (うち診療日数：17 日)

※佐倉市休日夜間急病診療所、空調設備の改修工事にかかる休診。

・令和 3 年 8 月 8 日～令和 3 年 10 月 3 日の間 (うち診療日数：12 日)

※緊急事態宣言の発令にかかり、感染症感染拡大防止のため休診。

③ 受診者数 20 人 (1 日平均 0.47 人)

④ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合 (%)
19 時台	5	25.0
20 時台	10	50.0
21 時台	5	25.0
合計	20	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合 (%)
1	即時来院が必要で来院して良かった	0	0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	12	60.0
3	治療を要するが明日でもよい	8	40.0
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0
合計		20	100.0

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
0	0	0
1～5	1	5.0
6～14	3	15.0
15～19	0	0
20～29	3	15.0
30～39	2	10.0
40～49	4	20.0
50～59	3	15.0
60～69	1	5.0
70 以上	3	15.0
合計	20	100.0

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合（％）
市内	佐 倉	4	20.0
	臼 井	2	10.0
	志 津	1	5.0
	根 郷	1	5.0
	和 田	0	0
	弥 富	0	0
	千代田	0	0
市外	印旛郡内	7	35.0
	県 内	5	25.0
	県 外	0	0
合計		20	100.0

⑦二次救急医療機関搬送状況 0 件

(2) 休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 10 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実 績》

(人)

	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度	令和 3 年度
昼間	休日当番	内科	3,048	2,704	2,851	891
		外科	787	768	834	633
		歯科	238	249	281	196
夜間	休日夜間当番	外科	156	148	150	128
合計			4,229	3,869	4,116	1,806

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所（内科・歯科）においては、発熱外来を行うだけの装備・設備が確保できず、院内感染のリスクがあるため、発熱症状を有し、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者に関しては、発熱相談センターを通じて受診するように案内した。

休日夜間急病診療所（内科）においては、インフルエンザの検査に関し、飛沫感染のリスクが高いことから、院内感染を避けるため、行わないこととした。

休日夜間急病診療所（歯科）においては、空調設備改修工事ために令和3年4月1日～令和3年6月30日の間を休診した。また、口腔内を診療するため、新型コロナウイルス院内感染のリスクが高いことから、歯科医師会佐倉地区代表と協議のうえ、緊急事態宣言発令期間中を休診とした。

令和3年度の休日当番医および休日夜間急病診療所の全体受診者数は、前年比97.7%と、若干の減少傾向となっている。

外科の受診者は昼夜ともに減少しており、外科当番医では前年比92.9%に、夜間外科当番医では前年比85.9%に減少している。

歯科当番医および休日夜間急病診療所の内科は受診者が増加傾向にあり、休日夜間急病診療所の内科受診者は前年比149.0%に増加している。歯科当番医の受診者については前年比114.3%と増加しているが、一方で、休日夜間急病診療所の歯科受診者は前年比80.0%に減少している。なお、休日夜間急病診療所の歯科受診者においては、受診者の60.0%が佐倉市外在住者であった。

休日夜間急病診療所の歯科受診者の減少には、休診等も影響していると思われるが、院内感染を防ぐために必要な措置であったと考える。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例	
《目 的》		
平成 14 年 10 月 1 日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。		
《内 容》		
診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後 7 時～翌朝 6 時	午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～翌朝 6 時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

① 診療日数 365 日（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

② 受診者数 3,585 人（一日平均 9.8 人）

ア．時間帯別（人）

時間帯	9～13 時	13～17 時	19～22 時	22～1 時	1～4 時	4～6 時	合計
受診者数 (人)	789	488	1,382	465	370	91	3,585
割合 (%)	22.0	13.6	38.5	13.0	10.3	2.5	

イ．年齢別（人）

年齢	0 歳	1～4 歳	5～14 歳	15 歳	合計
受診者数 (人)	451	1,958	1,156	20	3,585
割合 (%)	12.6	54.6	32.2	0.6	

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数(人)	割合 (%)
佐倉市内					1,439	40.1
印旛郡内	成田市	39	白井市	39	1,879	52.4
	四街道市	743	酒々井町	91		
	八街市	363	富里市	56		
	印西市	530	栄町	18		
県 内	千葉市	64	八千代市	27	175	4.9
	船橋市	15	他県内	69		
県 外					92	2.6
合 計					3,585	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	22	136
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	20	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	9	
成田赤十字病院	成 田 市	64	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	21	

④ 疾病状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
呼吸器系	125	166	107	343	251	95	95	125	148	127	48	48	1,678
消化器系	41	72	50	65	64	49	58	81	117	130	59	76	862
代謝性	1	0	2	4	1	0	0	0	0	1	2	0	11
感染性	3	5	6	12	4	8	1	1	5	6	2	1	54
免疫・アレ	26	49	45	60	32	47	47	48	36	28	12	25	455
神経系	5	11	5	16	10	3	2	5	4	2	4	5	72
耳鼻咽喉	2	9	5	17	7	3	5	4	5	2	1	2	62
皮膚系	12	8	7	6	10	7	2	6	2	7	0	4	71
泌尿・生殖	5	3	2	8	4	3	5	4	4	5	2	4	49
眼	0	0	5	0	1	1	1	0	1	3	0	2	14
その他	19	27	19	32	33	13	25	16	22	27	13	11	257
合 計	239	350	253	563	417	229	241	290	344	338	143	178	3,585

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、

アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、带状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門膣炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者については、概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

令和3年度の受診者数については、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった前年度と比較すると増加したが、流行前と比較すると大幅な減少となった。特に、冬の減少数が大きくなっている。これは、感染症対策を例年以上に行っていたため、インフルエンザ等が流行しなかったためと考えられる。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね96%の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たせていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 66.7%→80% 要介護高齢者 66.7%→75%

《目 的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 36 医院

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
75～79 歳	0	3	3
80～84 歳	2	1	3
85～89 歳	0	0	0
90 歳以上	0	3	3
合計	2	7	9

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし歯 治療	歯周 治療	口腔 清掃
75～79 歳	3	0	0	0	0
80～84 歳	3	0	0	0	0
85～89 歳	0	0	0	0	0
90 歳以上	2	0	0	1	1
合計	8	0	0	1	1

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成29年度	11	32	2.9	24	32
平成30年度	12	50	4.2	42	50
令和元年度	11	33	3.0	29	33
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成29年度	8	10
平成30年度	3	3
令和元年度	3	3
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止した。

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による在宅での診療が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

